

高松環状道路（福岡町～檀紙町）に関する環境影響評価方法書に対する答申

このことについて、環境の保全の見地から慎重に審議を行った結果、下記の事項について十分配慮する必要がある。

記

- 1 事業特性及び地域特性を十分に考慮した調査、予測及び評価を行った上で、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- 2 事業計画及び工事計画の具体化に当たって、設定する調査地点及び予測地点を適宜見直すとともに、より一層の環境影響の程度の低減について検討し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において検討内容を記載すること。
- 3 環境影響評価の実施中に環境への影響に関する新たな事実が判明した場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法を見直し、追加的な調査、予測及び評価を行うこと。
- 4 今後、手続きを進めるに当たっては、地域住民及び関係機関等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- 5 準備書は専門性を備えた図書となるよう詳細に記載し、地域住民や関係機関等に対して説明を行う際には、文書や図、用語の使用等について工夫した資料を活用し、分かりやすい説明に努めること。
- 6 環境影響評価図書は、法令に基づく縦覧期間終了後も継続してウェブサイトへの掲載等により公表するよう努めること。
また、環境大臣に対して環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 52 条に基づく同意を行うこと。
- 7 個別的事項
 - (1) 大気環境について
 - ・瀬戸内海沿岸部に道路を建設する場合は、海陸風によって拡散範囲が広域化する可能性に留意し、大気質の予測及び評価を行うこと。
 - (2) 水環境について
 - ・香東川の沿線に橋脚やトンネル構造の構造物を設置する場合は、工事の実施による地下水の水質及び水位への影響並びに建設後の道路の存在による地下水の水位への影響が生じる可能性があるため、地下水への影響に十分配慮した事業計画とすること。

(3) 日照阻害について

- ・高架構造の道路を建設する場合は、周辺地域に日照阻害が生じるおそれがあることから、日照阻害に関する影響が回避又は極力低減されるよう環境保全措置を慎重に検討すること。

(4) 陸生及び水生の動物及び植物並びに生態系について

- ・香東川等の河川水域において構造物を設置する場合は、河川生態系への影響に留意し、予測及び評価を行うこと。
- ・文献その他の資料調査において重要な動物及び植物が確認されているため、これらの生息地となる場所がないか丁寧な調査を行うこと。
- ・現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて、専門家等の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

(5) 景観について

- ・国指定史跡高松城跡周辺に高架構造の道路を建設する場合は、高松城跡の景観への影響が回避又は極力低減されるよう環境保全措置を慎重に検討すること。
- ・高架構造の道路を建設する場合は、住民の目線に立った日常生活の中の身近な景観や、海からの眺望景観に与える影響を適切に評価できる地点を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。